

学校管理規則では夏季休業日は7月21日から8月31日まで なのに授業をするってどういうこと？

7月も半ばを過ぎ、もうすぐ夏休みですが、今回は夏休み等の休業日について、二人の教職員の会話の形で解説します。



もうすぐ夏休みって言っても、うちの学校は7月いっぱい授業があるし、その後も補習があるから、夏休みって感じしないですね。

夏休みのような学校の休業日については、学校教育法施行令の29条で、都道府県立の学校は都道府県の教育委員会が定めるという規定があって、それを受けて、県立学校については県教委が学校管理規則の中で定めることになってるの。で、**学校管理規則では、「学期始め休業日 4月1日から4月7日まで」「夏季休業日 7月21日から8月31日まで」「冬季休業日 12月25日から翌年1月7日まで」というふうに、長期休業日が具体的に規定してあるんだけど…**



でも、それなら県立学校はどこも、夏休みは7月21日から8月31日までって決まってるってことですか？

7・8年前まではそうだったんだけど、2学期制が導入されて、秋季休業日が必要になったこと契機にして、学校管理規則に、2学期制の場合に秋季休業日を設定できる規定と「校長は、必要と認めるときは、(中略)休業日を変更することができる」という規定が追加されたの。だから、学校によって始まりや終わりの期日は違う場合があるわね。



でも、「(夏季・冬季・学年末・学年始め等の)休業日の通算日数の範囲内」という但し書きがあるから、年間の休業日の日数は同じになってるはずよ。



えーでも、休業日っていうのは学校が休みってことでしょ。うちの学校そんなに休みないですよ。それとも休みなのに授業してるってことですか？

正解。学校管理規則の中に「校長は、**教育上特に必要と認めるときは、休業日に授業をおこなうことができる**」という規定があるの。でも、この規定は、台風などで臨時休校したりして授業時数が足りなくなったような場合に、長期休業日に授業することができるようにするための規定だと理解されていたわ。



それが7・8年前に文科省が、必要に応じて授業ができるという解釈を出してから、今みたいに休業日に授業をする学校が増えてきたの。新しい学習指導要領の総則の中には、「必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間(夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。)に行うことができる。」と書いてあるのよ。

でも、「**教育上特に必要と認めるとき**」とか「**必要がある場合**」というのはどんなときなのか、**長期休業日の意義とあわせて、きちんと議論することが必要だ**と思うわ。長期の休みがあれば、短期留学とか学校以外での体験を希望する生徒もいるだろうし、病気の治療のために入院した方がいいという生徒もいるかもしれないでしょ。

指導要領の解説にも「**各教科・科目の特質に応じ、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合には**」って書いてあるし、**県教委自身、「長期休業中の授業日は最大20日程度」と上限を設定しているわけだから、むやみに増やすのはいけない**ってことでしょ。そのことを、補習の日数のことも含めて考えるべきよね。

知りたいことや解説してほしいことがあれば、分会長さんへ伝えてください。